

『合理的配慮ってなに？』

障害者差別解消条例を知ってもっと暮らしやすくしよう！！

ようやく東京都にも障害者の差別解消条例(東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例)ができ、昨年10月から施行されました。また、日野市でも条例の制定に向け、9月の議会に上程される予定です。この条例の目玉は「事業者にも合理的配慮を義務化」したことです。

合理的配慮が義務になると、私たち障害者の生活の何が変わるのか？ この条例をつかって私たち障害者ができること、しなければいけないことは何かを、みんなと一緒に考えたいと思います。

— 記 —

日 時 第1回 8月6日(火) 13:30~16:30 (受付 13:00~)

第2回 8月20日(火) 13:30~16:30 全2回

会 場 多摩平の森ふれあい館 集会室5

[日野市多摩平2-9 TEL: 042-585-2000

最寄り駅: JR 中央線 豊田駅 徒歩約10分]

対 象 自立生活プログラムに興味のある障害者

定 員 8名

参 加 費 資料代 500円

リ ー ダ ー 藤田博文 秋山浩子

× 切 7月31日(水)(定員にない次第しめきります)



申込&問合せ 自立生活センター日野



担当: 藤田 秋山

〒191-0031 東京都日野市高幡2-9 ウィステリアガーデン1F

TEL 042-594-7401 FAX 042-594-7402

e-mail: cilhino@view.ocn.ne.jp

プログラム内容

月 日	主な内容
8月 6日	権利条約から東京都障害者差別解消条例ができるまで 合理的配慮が義務になって何が変わるの？ 他
8月 20日	条例を活かすために 事例検討

申込書

ふりがな 名 前		性別	
所属団体	団体名() ・ 個人		
連絡先	〒 住所 電話 FAX e-mail		
介助者	・同行する ・同行しない		
車椅子	・無 ・手動 ・電動 ・その他()		
希望する 情報提供の 方法			
その他 伝えたいこと など			

申し込み先 FAX 042-594-7402